

令和2年5月 井手町

5月臨時会会議録

井手町議会

令和2年5月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（5月1日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
議案第23号 井手町副町長選任につき同意を求める件	6
議案第24号 井手町監査委員選任につき同意を求める件	7
議案第25号 令和2年度井手町一般会計補正予算（第1回）	8
請願第1号 井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書	20
議長の辞職	22
議長の選挙	24
副議長の選挙	26
常任委員会委員の選任について	28
議会運営委員会委員の選任について	28
議会広報編集委員会委員の選任について	29
交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任について	30
城南衛生管理組合議会議員の選挙	31
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	31
京都地方税機構議会議員の選挙	33
閉会中の継続調査の申出について	34
閉会	34
署名議員	35

第 1 号（令和 2 年 5 月 1 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

令和2年5月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

令和2年5月1日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年5月1日 午前 9時58分 議長 岡田久雄

閉会 令和2年5月1日 午前 11時50分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

7番	丸山	久志	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	参 与	島田 智雄
-----	-------	-----	-------

教 育 長 松 田 定
企 画 財 政 課 長 花 木 秀 章

理事兼総務課長事務取扱 脇 本 和 弘

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和2年5月井手町議会臨時会

議 事 日 程〔第1号〕

令和2年5月1日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第23号 井手町副町長選任につき同意を求める件
- 第5 議案第24号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第6 議案第25号 令和2年度井手町一般会計補正予算（第1回）
- 第7 請願第1号 井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書

追加議事日程〔第1号の追加1〕

- 第1 議長 の 辞職
- 第2 議長 の 選挙
- 第3 副議長 の 選挙
- 第4 常任委員会委員の選任について
- 第5 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 議会広報編集委員会委員の選任について
- 第7 交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任について
- 第8 城南衛生管理組合議会議員の選挙
- 第9 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第10 京都地方税機構議会議員の選挙
- 第11 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日、汐見町長より5月臨時町議会が招集されました。議員各位におかれ
ましては、提案されております議案につきまして、慎重にご審議をいただき
ますようよろしくお願い申し上げます。

去る4月1日付の人事異動により議会事務局長が代わりましたので、紹介
をさせていただきます。

木田事務局長です。

議会事務局長（木田ゆかり） 木田でございます。よろしくお願いいたしま
す。

議長（岡田久雄） 次に、議会事務局の紹介を木田事務局長よりいたさせま
す。

議会事務局長（木田ゆかり） 引き続きまして、議会事務局の職員の紹介を
させていただきます。

議会書記の辻井祐介であります。

議会書記（辻井祐介） 辻井です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（木田ゆかり） どうかよろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄） 以上で紹介を終わります。

ただいまから令和2年5月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、丸山久志
議員、10番、木村武壽議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。ご異
議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決
定しました。

本日の臨時会に招集告知されております案件は、同意案件2件、補正予算

1 件、請願 1 件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今臨時会に提出されております案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、井手町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、このたびの新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された皆様方にも心からお見舞いを申し上げます。また、本庁職員の新型コロナウイルス感染に伴い、議員各位をはじめ住民の皆様方には大変なご迷惑やご心配をおかけしておりましたが、昨日、住民の皆様にお知らせしたとおり、連休明けの 5 月 7 日から本庁舎での通常業務を再開することといたしました。この 1 カ月間、ご心配やご迷惑、そしてご不便をおかけいたしましたことに改めてお詫びを申し上げます。

それでは、今回の臨時会に提出いたしました議案第 23 号、副町長選任につき同意を求める件ほか 2 件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第 23 号及び議案第 24 号は、副町長の任期満了及び監査委員の辞職に伴う選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 25 号は、令和 2 年度一般会計の補正でありまして、補正総額は 9 億 4, 149 万円の増で、補正後の一般会計予算は 50 億 3, 349 万円であります。

歳出予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、国の補助事業として実施する特別定額給付金に 7 億 5, 580 万円、住民 1 人につき 2 万円を給付する井手町生活応援給付金に 1 億 4, 840 万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、住民からの強い要望に応えるため、住民 1 人につきマスク 50 枚を支給する新型コロナウイルス感染防止支援に 2, 410 万円、

児童手当を受給する世帯に対する子育て世帯臨時特別給付金に770万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係では、京都府が実施する休業要請対象事業者支援給付金の対象企業に京都府と同額を支給する中小企業等休業要請支援に540万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国庫支出金7億6,359万円、繰入金1億7,790万円計上いたしております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岡田久雄） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から3月分の例月出納検査結果報告を受理し、また、上下水道課から上水道水質検査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

これで諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第4、議案第23号、井手町副町長選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第23号、井手町副町長選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第161条第1項及び第162条の規定により、下記の者を副町長に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、滋賀県大津市、島田智雄氏、満62歳。

なお、任期は令和2年5月12日から4年であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（岡田久雄）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第23号、井手町副町長選任につき同意を求める件を採決します。

議案第23号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　　挙手全員です。したがって、議案第23号は同意することに決定しました。

ただいま副町長に選任されました島田智雄君より、皆様方にご挨拶いたしたい旨、申出がありますので、これを許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　島田智雄君。

参与（島田智雄）　　一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議題となっておりました副町長選任同意につきまして、議員の皆様方に同意を賜りましたことに対しまして、深くお礼を申し上げたいと思います。また、多分なる光栄でありまして、大変重責を全うすることに対しまして、責任の重大さを痛感しているところでございます。汐見町長が進めておられます豊かな自然と利便性、快適性が共存するまちづくりに対しまして、精いっぱい努力してまいりたいというふうに考えております。

今後とも、議員の皆様方につきましては、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡田久雄）　　次に、日程第5、議案第24号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中坊　陽議員の退場を求めます。

（中坊　陽議員退場）

議長（岡田久雄）　　提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　それでは、議案第24号、井手町監査委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に適任と

認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、中坊 陽氏、満64歳。

なお、任期は、議選の監査委員につきましては議員の任期までであります。
委員は2名でございまして、他の委員は小川 均氏でございます。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第24号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第24号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、議案第24号は同意することに決定しました。

中坊 陽議員の入場を許します。

（中坊 陽議員入場）

議長（岡田久雄） 次に、日程第6、議案第25号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第25号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億4,149万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,349万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、6ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、

今回7億5,580万円を追加し、計7億7,512万1,000円、総務管理費補助金の7億5,580万円であります。2目民生費補助金、今回779万円を追加し、計2,131万5,000円、児童福祉費補助金の779万円であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回1億7,250万円を追加し、計2億4,079万6,000円、財政調整基金繰入金の1億7,250万円であります。8目井手町地域商業活性化支援基金繰入金、今回540万円を追加し、計1,770万円、井手町地域商業活性化支援基金繰入金の540万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、13目特別定額給付金、前回まで累計ございません。今回新たに9億420万円を計上し、計9億420万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の7億5,580万円、一般財源の1億4,840万円であります。職員手当の100万円、需用費の451万円、役務費の959万円、負担金補助及び交付金の8億8,910万円であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回2,410万円を追加し、計3億6,901万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の2,410万円であります。需用費の2,320万円、役務費の40万円、委託料の50万円であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今回779万円を追加し、計1億568万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の779万円あります。職員手当の20万円、需用費の10万7,000円、役務費の5万3,000円、負担金補助及び交付金の743万円あります。

次のページをご覧ください。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、今回540万円を追加し、計5,420万2,000円、財源内訳といたしまして、その他の540万円あります。需用費の4万円、役務費の6万円、負担金補助及び交付金の530万円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西島議員。

4番(西島寛道) 7ページの一番上、特別定額給付金、国の10万円プラス町独自の給付は大変皆さん喜ばれているところだと思いますけれども、この対象者数、そして外国人籍、またその基準日、そして配付方法と期日、この5点、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 西島議員のご質問にお答えいたします。

まず、対象者数と外国人籍についてであります。まず基準日がございまして、基準日は4月27日終了時点の住民基本台帳になっております。世帯数で申しますと3,468世帯、人口で7,352人が対象になっております。うち、外国人籍につきましては219名の方がおられます。

次に、期日と配付の方法についてでございます。まず期日につきましては、申請の受付開始日から3か月以内ということで国の方で定められております。本町におきましては、受付の開始日を5月11日を予定しております。ですので、3か月後ということになりますと8月10日になりますが、その日が祝日でございますので、翌日の8月11日が締切日になります。

続きまして、申請書の配付方法ということでご説明申し上げます。今回の給付金につきましては、コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受付から給付までを原則として非接触型で行うということで国の方で定められております。ですので、今回の申請書につきましては、基本、郵送方式ということで、各ご家庭に申請書を送付させていただくこととなります。もう一つ方法がございまして、国の方が言っておるオンライン申請方式と言われる方がございまして、こちらにつきましては、マイナンバーカードを持っておられる方が、マイナンバーカードの申請の画面、マイナポータルというんですが、そのマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から申請の入力をしていただきますと受付できるという、二つの方法がございまして。

以上でございます。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 奥田議員。

1 番（奥田俊夫） 私の方から民生費、社会福祉総務費に関して質問をしたいと思います。

マスクなんですけども、原産国、国産であるとか中国産であるとか、どこ
のマスクを持っておられるのか。また、サイズについては、成人男性用、女
性用、子ども用といったサイズがあるのかどうか。そして、単価は幾らであ
るのかを教えてくださいたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のマスクの単価でございますけれども、今回予算計上させてい
ただいております今回の場合は、1箱50枚入り税込み3,080円で予算
計上させていただいております。その7,500個分を計上させていただ
いております。

あと、マスクはどこの製品かということなんですけれども、マスク自体は
ほぼ今までも中国産が多かったんですけれども、中国での製造のものというこ
とで現在考えております。

あと、男性・女性用等々のサイズのパターンでありますけれども、現在の
ところ、そういう子どもさん、女性用とか違ってワンサイズの、一般用のマ
スクということで、それで考えております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本議員。

2 番（脇本尚憲） 私の方から、7ページの子育て世帯臨時特別給付金につ
いて質問させていただきます。4点あります。

まず、給付金を受け取るための申請の方法について、お願いします。

2点目が、給付対象となる世帯や条件についてお聞きします。

あと、支給額についてお尋ねします。

そして、支給される時期についてもお尋ねします。4点、よろしくお願
いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

まず申請方法についてであります。今回の給付金につきましては、まず、公務員以外の方につきましては、申請の必要はございません。一方、公務員の方につきましては、官公庁の証明を受けた上で、住民票所在市町村へ申請が必要ということになっております。

続きまして、対象者ということですが、対象となる児童は平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれたお子様、うちの町の方では743人を見込んでいるところでございます。

続きまして、支給額につきましては、1人につき1万円ということになっております。

最後に、支給の時期につきましては、こちらも公務員以外の方につきましては、6月の児童手当の支給時にプラス1万円されるということでございます。あと公務員の方につきましては、申請手続が必要となりますことから、6月児童手当の支給時の以降に随時支給していくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 私の方から、8ページの商工総務費についてお伺いします。

商工総務費の中小企業要請支援、これの対象の基準ですね、府が出す事業所と同じだと思えますけども、対象の基準。それから該当する事業所、事業者の数をまずお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

対象の基準と事業所の数ということでございます。こちらの制度につきましては、京都府の制度と同様に、中小企業や団体につきましては20万円、個人の事業主につきましては10万円を助成していこうというものでございます。基準につきましては、京都府が対象とした平成28年経済センサスの

結果が基になっておりまして、町内の企業で46社ということになっております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 要望ということでお願いしたいんですけども、本町においては、この46社に入らない零細企業という、家内で営業されているところが多いと思いますけれども、多分、国や府の対象とならないところがまだあるんじゃないかと思うんですけども、そういう商店にも日が当たるような補助を町独自でまたお願いしたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） まず特別定額給付金と井手町の生活応援給付金ですけども、町が昨日配付された印刷物を見ますと、特別定額給付金の申請書に必要事項を記入して返送せよとあるんですが、じゃ、町の方の応援給付金については、申請書も要らんということですか。住民の方は一体何枚の申請書、2枚書くのかなと思ったんですけど、それと、本人確認のコピーを国の方は求めておられると思うんですけども、何枚ぐらいの書類が住民の方は送らなかんのか。本人確認書類とかが不備がある場合が考えられるんですけども、そういうときはどうするのか。本人の口座に振り込みできるといいんですが、中には銀行口座をお持ちでないという方もある、あるいは町内の金融機関と取引してないので、遠くまで行かないとお金の引き出しをできないので、実際に窓口に行って支給を受けたいという方もあるかと思うんですが、非接触型でと言われましたが、そういう特例についてはどう考えておられるのか。それが1点。

2点目が、マスクですけど、昨日の配付物には、マスク引換券を送付すると書いてあるんです。それは、現実的にどうやったらマスクが手に入るのか。今、こういうマスクという説明がありましたけど、不足していて大変やから住民の方も欲しいとおっしゃっているんで、いつ頃支給が、引換えが可能に

なるのか、めどを持っておられるのかお聞きします。

3点目は職員の勤務体制ですけど、こうやって新たな事業が急にありまして、大変やと思うんです。今、閉鎖はしてありますが、職員は勤務されていますけども、緊急事態宣言の延長も国は示唆しておりますので、そうなったら職員はどのような体制で勤務するのか。全員普通どおり出勤ということになるのか。

職員の方で感染者があったわけですけども、その方々も順次回復されて、退院もされてきていると思うんですが、職員が今後も発生しないことを祈りますけども、これだけ市中感染と思われるものも増えている中で、新たな発生が絶対ないとは言えないので、そういう場合に、職員の方は退院したらすぐに勤務させるのか、入院勧告の解除後とか退院後に、井手町役場の場合は、何日間か健康観察期間を設けるという立場に立つのか、あるいは窓口で住民に接する仕事には当たらせないというような配慮を行うのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

職員の勤務体制と関わって、今回の職員感染の元になった、発生した日、感染したと思われる日につきましては、既に職員には感染予防に努めるような通知が2度も出されていたというようなことも報道されています。そういう下で、密接な、密着した態勢で食事会が行われたというようなところで町の職員が参加していたということは、やはり不適切だったと私は考えますけれども、町長はその点についてどのように考えておられるのか。職員の処分というようなこともあるのか、お尋ねしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方から、最後の質問にお答えしたいと思います。

これまでの間、今言われたように2回、2月の下旬と3月の上旬に住民向けの通知をしてきました。その内容は、感染しない、感染をさせない、そのために手洗いあるいは咳エチケット、これは必ず守ることということや、体温は常時測りながら、異常があればすぐに申し出るようにということ、そして密集や密室、密接、この三つは必ず避けること、こういうことでありました。

しかし、今ご指摘いただきましたように、そのことを職員が守らなかったということで、強くといいますか大変遺憾に思うと同時に、そのことによっ

て住民の皆さん方に大変なご迷惑あるいはご心配をおかけしたということで、誠に申し訳なく思っております。その後も、しっかりとこのことを守るようということで、それから数回、職員に周知いたしております。

処分の話でありますけれども、あるマスコミの方からも聞かれたわけであります。すぐに顧問弁護士の方にも、こういう場合、どう扱えばいいのかという話をしますと、処分は無理だと、こういうことでありまして、処分はやらないと、こういう考えであります。

それと、この事実を私が知りましたのは29日、産大の卒業生が新型コロナに感染した、その産大の卒業生と一緒に、23日の晩に町の職員、若手ありますけれども、それと商工会青年部、こういう人たちが一緒に交流会ということで鍋を囲んでいた、こういうことでありまして、すぐに総務課長から電話が入ったわけでありまして、役場に出向きまして、今後の対応を検討してきた。もちろん私ども、そういう面では、ずぶの素人でありますので、京都府や保健所に何回も確認をしてきました。そこに接触をしていた職員、これも府や保健所に強く要望いたしまして、明くる日の30日の午前、PCR検査を実施していただきました。役場庁舎をどうするかということもありましたので、できるだけ早く検査結果を知らせてほしいと、こういうことで、30日の夕方にその結果が出ました。職員3名が出たと。もう1名は京都市から来ている職員でありますので、京都市はなかなかPCR検査を受けられないということで、3日ほど遅れたと思っておりますけれども、その職員も陽性ということで、7人参加したうち4人が陽性と、こういうことになりました。晩、午後11時に記者会見を行ってきたと、こういうことであります。

あとの職員に感染をいかに食い止めるか、それと住民サービスをいかに守るか、こういうことで、どうやっていこうかと協議をして、やはり本庁舎の中での業務はやめておこう、住民と直接接するということはやめておこうと。その代わり、西側のところで相談室を設ける、役場の前には職員を配置する、それで内容を聞きながら作業を進めていく、こういうやり方を行いました。

一方では、濃厚者やそういう人たちに対するPCR検査で、限られた職員でありますので、それを動かそうと、一方では住民サービスを提供しようとしている、一方では感染者を防ごうとしている。非常に難しい選択であったわけでありまして、PCR検査、仕事はもちろんやっていくわけでありまして、できるだけ多く検査を受けられるように、保健所の方はな

かなか厳しいわけでありませけれども、検査について、こちらはそういうことは言うてないので、できるだけ多くの検査を受けられるように、こういうことで、会計年度任用職員は本庁舎の中に74人います。その中で、2回ほどした人もいますので、延べ人数は74人、PCR検査を行っておりまして、実人数では59名、ほとんどの職員が順次受けながら、一方ではサービスが提供できる、こういうやり方をしてきた。職員は非常に頑張ってくれたと思いますし、特に見えないウイルス相手でありますので、恐怖感などもあったと思いますけれども、非常に頑張ってくれました。京都府や保健所の方も、こちらの思いといいますか、しっかりと受け止めてくれまして、先ほども言いましたようなPCR検査の数になっていると、こういうことであります。

今、感染者が3週間も経過してきたということで、府なり、あるいは保健所と協議をしますと、開けていこうと、こういう結論になって、昨日のお知らせになったと、こういうことであります。これからも、そのお知らせの中にもありましたように、それらを徹底しながら、二度とこういうことがないようにと考えているところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田みさお議員の特別定額給付金と井手町生活応援給付金のご質問について、お答えいたします。

今回の、まず井手町生活応援給付金の申請書はどうなっているのかということにつきましては、今回、できるだけ住民の皆様のご負担を軽減できるように、できるだけ簡素な仕組みで申請していただきたいということを考えておりまして、国の特別定額給付金の給付対象者に支給するということから、井手町生活応援給付金の申請につきましては、国の特別定額給付金の申請をもって申請がなされたものと取扱いをしたいと考えております。

次に、本人確認の書類は何枚ぐらい要るんやというご質問がございました。今回の手続、先ほども言いましたように、受付から給付まで原則非接触型で行うということをしておりますので、申請書を郵送した後に、必要事項を書いていただいて、郵送で返信していただけるように、返信用の封筒も同封いたします。手続につきましては、受給権者と言われる世帯主の方は、申請書

に口座振り込みの情報を記入していただきまして、当該口座の本人確認のために運転免許証や、国の方では健康保険証等の写しでも可能やと書いておりますので、そういったものの写しを1枚、まず本人証明として添付していただく。併せて振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳の写しやキャッシュカードの写しも添付していただきまして、郵送で市町村に送り返していただくというようなイメージでございます。なお、町の方で水道料金の引き落とし等に使っている口座に振り込んでほしいという方につきましては、チェック欄がございますので、チェックを入れていただきまして、その方につきましては、本人口座の写し等は不要という取扱いになってまいります。

続きまして、不備があったときの連絡方法ということでございますが、申請書の中には、日中に連絡可能な電話番号を記入する欄がございますので、そちらの電話番号の方に電話にて確認等をさせていただくことになってまいります。

続きまして、現金支給の方につきましては、今回、非接触型での給付ということになっておりますので、銀行の口座をお持ちにならない方以外につきましては全て、つまり、現金給付の方は口座をお持ちでない方のみとさせていただきます。なお、その方につきましては、後日、支給日を設けて現金給付をしていくということで考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、マスクの引換えの券の関係でございますけれども、極力、先ほどもありましたけれども、接触機会を避けるということを前提としておりまして、まず世帯主宛てに世帯の人数分のマスク引換え券を送付させていただきます。その送付した券をもちまして、商工会が指定する、おおむね10店舗程度と今調整はさせていただいてますけれども、ご協力いただける町内の店舗にマスク引換え券をご持参いただきまして、個々にマスクを受け取っていただくという方法を考えております。

ちなみに、時期につきましては、今日、ご議決いただいた後、業者の方を選定していくわけでございますけれども、やはり納品時期というのを非常に

今回こだわっておりますので、早く入ってくるころというのはもちろん大きなファクターの一つでございます。それに基づきまして、なるべく早く、早くて中旬ぐらいにはお手元に届くような形で取り組みたいということは考えておりますけれども、納品時期にもよりますので、ただ、早くということだけ心がけてやっております。

続きまして、職員の勤務体制等々でございますけれども、ゴールデンウィーク明けから本庁舎での業務が再開するわけですけれども、現在もそういう勤務体制については検討しているというところでございます。

あと、職員の復帰の関係でございますけれども、こちらにつきましては、やはり私ども、保健所に確認しながら、その期間につきましても、復帰について協議させていただいております、その指示によりまして復帰をさせているというところでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 丸山議員。

7番（丸山久志） 今回、大変多くの方が申請されると思います。その折には、多くの方の個人情報というものを役場が一手に取り扱うようになると思いますが、申請されて振り込みをしたその後、そういった個人情報の取扱いについては、どのようにお考えですか。お聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

今回の情報ということでございますと、口座情報等の個人情報が記入していただくわけではございますが、その関係書類等につきましては、今後国の方から示される文書の保存期間等を踏まえて、それが終わりましたら適切に破棄していくということにしていきたいと思いますと考えております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） もう1点、感染防止シート等も、役場の窓口やその他

のところに設置しないけないということで、町の配付物にも言及があったんですけれども、そういうことに要する費用は今までの対策費の中で見られるのか。今回これ、マスクだけみたいな説明が予防策についてはありましたので、速やかにできるのか、品薄になっているということも聞きますので、開庁までに役場の本庁舎は当然してもらわなあかんと思うんです。

図書館なんかもどういふふうにして感染防止策を取っていくか、難しいと思うんですが、教育の方は、まだ京都府は府立学校については休校延長ということだったけれども、井手町の町教委としては、まだ発表はされていないのか。連休になりますので、今までは連休明けから子どもは登校ということだったと思うんですけれども、これは休業が延長される見通しなのか、その中の感染防止対策等、どう考えておられるか、教育長にもお聞きしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 松田教育長。

教育長(松田 定) 学校の臨時休業は4月30日付で既にご案内並びに全保護者に通知を、メール発信もいたしております。再開後は、国の指示にもごぞいます感染防止策を徹底しながら進めてまいりたいと思っておりますが、ご承知のように、学校というのは必ず一定時間、一定の集団で生活する場でございますので、その辺も十分配慮しながら工夫をしていきたいと思っております。

図書館につきましても、5月6日までということで期間を打っていますが、現在のところの考えは、また対策本部と協議いたしますが、学校の臨時休業に合わせて休館していかざるを得ないという判断に今のところ立って検討を進めております。

議長(岡田久雄) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第25号、令和2年度井手町一般会計補正予算(第1回)

を採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書を議題とします。

本件につきましては、代表、松島繁行氏ほか40名が請願者であり、提出されたものです。

まず、請願書の紹介議員となっておられます谷田みさお議員の方から、趣旨等について説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田です。

それでは、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書について、ご紹介を申し上げます。今、議長からご紹介ありましたとおり、合計41名の住民の方から請願書が提出されております。

趣旨といたしましては、井手町議会議員の報酬を、議長は29万円が33万円に、副議長は22万円を26万円に、議員は20万円を24万円にそれぞれ引き上げる条例改正が2020年の3月議会で提案され、賛成多数で可決されました。引上げは、20年4月分の議員報酬から既に実施されております。

議員報酬の適正な額については、特別職報酬審議会を2回開いただけで、広く住民の間で議論になったものではなく、審議会の傍聴などの機会も与えられず、まさに非公開で決められたものです。議会の開催日数や出欠の状況、どれほど熱心な議論や政策提案、議員による議案提案などが行われているかの調査も住民に明らかにされていません。

しかも、今回の報酬引上げは、昨年10月の消費税増税で住民生活に大きな負担が増えているのに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大が住民の雇用や生活を直撃する中でのものです。特に、井手町では町職員はじめ感染者が多数出て、役場庁舎が閉鎖、学校休業や保育所利用自粛と、住民は多大な困難に直面しています。そんなときに町議会議員の報酬は2割も引き上げ

るなど、全く理解できません。

よって、今回の議員報酬引上げは撤回し、元の報酬額に戻してくださいということで、報酬引上げを撤回し、元の報酬額に戻すことという請願が上げられております。

この趣旨を考えますと、議員の報酬は自ら決めることもできるわけですから、非常に慎重に行わなければならない。しかも、今回はコロナウイルス感染症の問題が、井手町の中でも自肅等、様々求められている中で決まった。しかし、その後、大きく局面が変わって、国の緊急事態宣言も出る中で、まさにフェーズが変わったと言われる状況になっております。その中で、今、議員の報酬は引上げですかというような声が多数寄せられております。議員は頑張って仕事していただいたら、それに見合う報酬があるのは当然だ、しかし、今上げるのはいかなものかという、そういう時期の問題も含めてご意見が多数寄せられているということをお申し上げまして、議員の皆様にも慎重にご審査をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（岡田久雄）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書を総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　異議なしと認めます。したがって、請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、執行部には大変恐縮ですが、ただいまより退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩　午前10時51分

再開　午前11時00分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

一身上の都合により、議事の進行を西島寛道副議長にお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 02 分

副議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、岡田久雄議長から辞職願が提出されています。

お諮りします。議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長の辞職を議題とします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（木田ゆかり） それでは朗読いたします。

令和2年5月1日、井手町議会副議長、西島寛道様。

井手町議会議長、岡田久雄。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

副議長（西島寛道） お諮りします。岡田久雄議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、岡田久雄議員の議長辞職を許可することに決定しました。

岡田久雄議員の入場を許します。

（岡田久雄議員入場）

副議長（西島寛道） 岡田久雄議員に申し上げます。ただいま、岡田久雄議員の議長辞職を許可することに決定しましたので、告知いたします。

なお、議長職の辞職につき、ご挨拶をされたいことがありましたら、発言を許可します。

（挙手する者あり）

副議長（西島寛道） 岡田議員。

5番（岡田久雄） 議長退任に当たりまして、一言、皆様方にお礼のご挨拶をさせていただきます。

顧みますと、平成30年5月の初議会におきまして、議員各位の皆様方の温かいご支援によりまして議会議長にご推挙を賜り、栄誉な要職に就かせていただき、2年間、非才な微力な私でありましたが、町政発展と円滑な議会運営にひたすら努めてまいりました。幸い、議員各位の格別のご支援、ご協力を賜り、また、汐見町長をはじめ関係者各位からご援助、ご鞭撻を賜り、おかげをもちまして、本日まで大過なく職責を全うすることができました。誠に感謝に堪えず、心から厚くお礼を申し上げます。

この間、JR奈良線高速化・複線化第二期事業や城陽井手木津川バイパスの事業化、新庁舎の建設予定地も決まりました。また、平成30年12月にはJR玉水駅が新しく生まれ変わるなど、人口減少、超高齢化の進む社会の中で、明日の本町を支える事業が着実に前進する中で議長を務めさせていただいたことは、私にとりまして、この上もない喜びでございました。

今、中国の武漢で発生した新型コロナウイルスによる感染症が全世界に拡大し、多くの死者が出ており、日本でも日々感染者が増加しています。学校が休業になり、事業所等が営業自粛、国民には外出を控えるよう指示が出ています。国民生活、経済に大きな影響を及ぼしております。また、本町においても多くの感染者が出るなど、コロナ感染から1か月がたちましたが、今少し落ち着いてきたものの、まだまだ予断を許さない状況にあります。しかし、行政、議会、住民が心を一つにして見えない細菌と戦えば、必ず勝利することができるというふうに思っております。

どうか皆様方におかれましては、今後とも健康には十分ご留意いただき、なお一層のご尽力をくださいますようお願いいたしまして、議長退任に際しましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

副議長（西島寛道） ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖し、出入りを禁止します。

(議場閉鎖)

副議長(西島寛道) ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人を脇本尚憲議員及び谷田みさお議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

副議長(西島寛道) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(西島寛道) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長(西島寛道) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(木田ゆかり) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、奥田俊夫議員。

2番、脇本尚憲議員。

3番、谷田利一議員。

4番、西島寛道議員。

5番、岡田久雄議員。

7番、丸山久志議員。

8番、中坊 陽議員。

9番、谷田みさお議員。

10番、木村武壽議員。

(投票)

副議長(西島寛道) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長（西島寛道） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

脇本尚憲議員及び谷田みさお議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

副議長（西島寛道） 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票。有効投票のうち、西島寛道議員 9 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 . 2 5 票です。したがって、西島寛道が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

議長（西島寛道） 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症が世界各地で拡大しており、多数の死者が出ています。本町においても集団感染が発生し、住民に大きな不安が広がっています。また、経済が深刻な影響を受け、仕事や日常生活にも様々な影響が出ている中、国を挙げての対策がなされていますが、感染症の終息時期の見通しは長期にわたることが予想されます。

このような中、不肖私が議員の皆様方のご推挙をいただき、井手町議会議長の要職に就任することとなり、誠に身に余る光栄ではございますが、このようなときこそ、住民の代表である私たち議員は、行政と協力しながら、井手町また住民の皆さんを元気にできる策を考えていかなければなりません。二元代表制の一翼を担う私たち町議会は、言うまでもなく、住民の安心と安全を守り、本町の実情に即した最良の結果を導き出す使命があります。住民の多様な意見を集約し、井手町の発展と住民福祉の向上を目指し、住民とともに歩む議会を目指して誠心誠意努力する所存であります。

また、この 2 年間で、住民の信頼を高めるための議会基本条例の制定に向けた取組をしてまいります。

議員各位におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくご願ひいたします。

ただいま私が議長に就任しましたので、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖し、出入りを禁止します。

(議場閉鎖)

議長(西島寛道) ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人を岡田久雄議員及び奥田俊夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(西島寛道) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(西島寛道) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(木田ゆかり) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、奥田俊夫議員。

2番、脇本尚憲議員。

3番、谷田利一議員。

4番、西島寛道議員。

5番、岡田久雄議員。

7番、丸山久志議員。

8番、中坊 陽議員。

9 番、谷田みさお議員。

10 番、木村武壽議員。

(投票)

議長（西島寛道） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

議長（西島寛道） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡田久雄議員及び奥田俊夫議員は開票の立会いをお願いします。

(開票)

議長（西島寛道） 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、谷田利一議員 8 票、谷田みさお議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2. 25 票です。したがって、谷田利一議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

議長（西島寛道） ただいま副議長に当選されました議員がおられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、谷田利一議員の挨拶を受けることにいたします。

副議長（谷田利一） 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご推挙を受けまして、井手町議会の副議長に選ばれましたことは、大変光栄でありますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。もとより浅学非才の身ではございますが、議長を補佐しまして、議会の活性化のため、また町政発展のために努めていく覚悟でございまして、どうか今後とも皆様のさらなる支援を賜りまして、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 29 分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しております常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員の選任についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程第4から第6として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員の選任についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程第4から第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、総務文教常任委員会委員に4人、産業厚生常任委員会委員に5人、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。休憩中に各委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選があり、総務文教常任委員会の委員長には岡田久雄議員、副委員長には奥田俊夫議員、産業厚生常任委員会の委員長には脇本尚憲議員、副委員長には木村武壽議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、追加日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、丸山久志議員、中坊陽議員、岡田久雄議員、脇本尚憲議員、奥田俊夫議員、谷田みさお議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は丸山久志議員、中坊 陽議員、岡田久雄議員、脇本尚憲議員、奥田俊夫議員、谷田みさお議員を選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選があり、議会運営委員会の委員長には丸山久志議員、副委員長には中坊 陽議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、追加日程第6、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員会委員の選任については、井手町議会広報発行に関する条例第3条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長の互選があり、議会広報編集委員会の委員長には脇本尚憲議員、副委員長には丸山久志議員が就任されましたので、報告いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。お手元に配付しております交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7、交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任について議題とします。

お諮りします。交通対策特別委員会の全員の辞任を許可し、新たに交通対策特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、交通対策特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長の互選があり、交通対策特別委員会の委員長には岡田久雄議員が、副委員長には谷田利一議員が就任されましたので、ご報告いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。城南衛生管理組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、京都地方税機構議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8から第10として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、城南衛生管理組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、京都地方税機構議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8から第10として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第8、城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

城南衛生管理組合議会議員に岡田久雄議員、丸山久志議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました岡田久雄議員、丸山久志議員を城南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました岡田久雄議員、丸山久志議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岡田久雄議員、丸山久志議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

次に、追加日程第9、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖し、出入りを禁止します。

（議場閉鎖）

議長（西島寛道） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に丸山久志議員及び脇本尚憲議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(西島寛道) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(西島寛道) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(木田ゆかり) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、奥田俊夫議員。

2番、脇本尚憲議員。

3番、谷田利一議員。

4番、西島寛道議員。

5番、岡田久雄議員。

7番、丸山久志議員。

8番、中坊 陽議員。

9番、谷田みさお議員。

10番、木村武壽議員。

(投票)

議長(西島寛道) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

丸山久志議員及び脇本尚憲議員は、開票の立会いをお願いします。

(開票)

議長（西島寛道） 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、奥田俊夫議員 8 票、谷田みさお議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2. 2 5 票です。したがって、奥田俊夫議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

議長（西島寛道） ただいま京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました奥田俊夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第 1 0、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都地方税機構議会議員に中坊 陽議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中坊 陽議員を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました中坊 陽議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中坊 陽議員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定による告知をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 4 8 分

再開 午前 1 1 時 4 9 分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。各委員会の調査を閉会中も継続することについて、日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の申出についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で今臨時会の会議に付議されました事件は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和2年5月井手町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

散会 午前11時50分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

前議長 岡田久雄

前副議長 西島寛道

議長 西島寛道

署名議員 丸山久志

署名議員 木村武壽